

独立行政法人国立文化財機構職員表彰規程

平成19年4月1日

国立文化財機構規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第38条の規定に基づき、職員の表彰に関する事項について定めることを目的とする。

(永年勤続による表彰)

第2条 在職時永年勤続者表彰は、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好である者を対象として行うことができる。

- (1) 職員（常時勤務する職員のうち、独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）に期間を定めて雇用される者以外の者に限る。以下同じ。）で、勤労感謝の日において、職員としての引き続きいた在職期間（以下「勤続期間」という。）が20年以上で、機構の職員としての在職期間が10年以上ある者
 - (2) 職員で前号に掲げる者と同等程度の勤続期間及び職員としての在職期間を有し、表彰するに足りる特別の事情があると認められる者
- 2 退職時永年勤続者表彰は、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好である者を対象として行うことができる。
- (1) 職員として引き続き在職した期間が10年以上であって、定年及び早期退職により退職した者。
 - (2) 職員としての勤続期間が20年以上であって、当該期間のうち機構に職員として引き続き在職した期間が10年以上であって、自己都合により退職した者。
 - (3) 勤続期間が35年以上であって、当該勤続期間のうち職員としての在職期間が18年以上であって、退職した者
 - (4) 職員で、退職の日において、前号に掲げる者と同等程度の勤続期間及び職員としての在職期間を有し、表彰するに足りる特別の事情があると認められる者
- 3 死亡による退職は、第1項及び前項の規定にかかわらず、生前の功績により表彰できるものとする。
- 4 第1項の規定による表彰は、機構以外の機関が実施した同等の表彰を含め1人の職員について1回とする。ただし、同項に該当して表彰された職員が第2項第1号、第3号、第4号及び第3項に該当することとなった場合においては、この限りでない。

(名誉・善行による表彰)

第3条 就業規程第38条第2号に定める表彰は、当該行為があった場合、各施設の長の推薦により、当該職員に対し行うものとする。

- 2 前項の表彰については、当該行為に応じその都度決定するものとする。

(理事長が必要と認める場合の表彰)

第4条 就業規程第38条第3号に定める表彰は、前2条に該当しない場合であって理事長が必要と認

めるときに行うことができる。

(表彰)

第5条 表彰は、理事長が、別紙様式による表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて記念品を贈呈することができる。

(表彰の日)

第6条 表彰は、次の各号に定める日又は理事長がその都度定める日に行うものとする。

(1) 第2条第1項の表彰 勤労感謝の日

(2) 第2条第2項又は第3項の表彰 退職の日又は死亡した日

(期間の計算)

第7条 第2条第1項及び第2項に規定する勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの月数によるものとする。

2 機構の成立の際現に独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者のうち、機構の成立の日において引き続き職員となった者における機構職員としての在職期間は、職員としての在職期間に通算する。

(除算期間)

第8条 次の各号に掲げる期間は、在職期間から除算する。

(1) 休職の期間（業務上の負傷又は疾病による休職の期間又は研究に係る休職の期間を除く。）

(2) 懲戒処分により減給又は停職された期間

(その他)

第9条 この規程で定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月31日に改正し、平成25年11月1日から施行する。